＜条例・規則照会結果について（参考資料６　概要説明）＞

今後の規則改正や運用見直しの参考とするため、令和３年12月に、各土木事務所・特定行政庁へ条例・規則照会を行い、集計結果は、参考資料６のとおりであった。

１　設問１関係（適合率・遵守率の低下の理由等）

　「１－①適合率・遵守率の低下理由として想定されること」として、既存施設の用途変更での協議が増加傾向にあり、こうした施設では、改修の制限（面積・費用・利用者）等により、全適合とさせることがそもそも難しいという意見が８事務所から出ており、適合率・遵守率の低下に影響を及ぼしていると考える。

　　この他には、条例上義務付けがないことや、業者費用負担が大きくなるため理解を得られにくいといった意見や、適合させるメリット等の意見もあった。

　　「１－②改善のために実施していることや有効と考えられる取組等」については参考資料７のとおりである。

２　設問２関係（未整備割合が高い整備項目の要因等）

1. 誘導用ブロック

　　→　「高齢者や乳幼児等の躓きの原因となる」という理由で整備しない事業者が多いという意見が７事務所から上がっており、事業者において、施設等の主な利用者想定を踏まえて不適合となっていることが窺える。この他、デザイン面から黄色だけというのはどうか、また手すりへの点字が不適合が多い等の意見もあった。

（２）トイレ

　　→　みんなのトイレと、それ以外のトイレ、両方を整備することのハードルが高く、整備ができないという意見が４つ上がっている。

（３）その他

　　→　小規模施設、利用者が限られている施設、用途変更による施設等は、問１同様、整備が難しいという意見が５つほど上がっている。

　※設問１、２の詳細及び設問３については参考資料７のとおり

〇　整備基準では、「不特定多数の者が利用する施設」をその対象と位置付けているが、

* 小規模福祉施設等（例：障害者等の共同生活介護）では、利用者の想定が、相当程度、「特定」「少数」であることや、
* こうした、近年増加の共同生活介護等では、既存住宅の改修などにより実施している例が多く、構造や面積上の制限があり、事業者側としても適合まで整備することが難しい

　等の状況があることが、改めて確認され、こうした事柄も、適合率・遵守率低下の原因の

一つと考えられる。

〇　また、今後、規則に基づく整備基準の見直しに当たっては、有識者や事業者団体、当事者団体等による条例見直し検討会議での議論や、各関係機関への意見照会等による実際の運用状況や課題、さらにバリアフリー法や建築基準法など関連法の扱いやその改正も踏まえつつ、より条例目的に沿ってバリアフリー整備が進むよう、検討していく必要がある。

〇　その際、実質的なバリアフリー整備を進めるための工夫として、平成28年度規則改正のように、一定の条件の場合に整備と人的対応を組み合わせた対応でも可とする考え方や、その一方、国のソフト基準のように、バリアフリー整備を前提とした上で、整備を活かすためにソフト的な運用（事業者による利用の支援）を位置付ける必要がある、という考え方もあることに留意しながら検討することとしたい。

以上